

港湾における新型コロナウイルス感染症対策

<水際対策>

- 関係者間での情報共有等にご協力いただき、感染拡大防止に努める【情報共有への協力】（令和2年2月6日付け事務連絡）

<感染拡大防止策（職員等）>

- 職員や作業員、従業員などに、マスクの着用、うがい、手洗いの励行等を行い、感染予防対策に努める【職員等の感染予防対策】（令和2年1月30日付け事務連絡）
- 職員全員に対し、厚生労働省発表の「新型コロナウイルスを防ぐには」を周知するとともに、アルコール消毒液設置等の感染対策の実施【職員への感染対策】（令和2年2月17日付け事務連絡）
- 「相談・受診の目安」を周知し、発熱等の風邪症状が見られるときに、職員の方々が休みやすい環境整備を進めるとともに、時差出勤やテレワークの活用の特段の配慮を実施。【職員への感染対策】（令和2年2月20日付け事務連絡）

<感染拡大防止策（旅客等）>

- イベント等を開催する際には、適切な対応に努める【感染拡大防止対策】（令和2年2月20日付け事務連絡）
- 多数の方が集まるような全国的なスポーツ・文化イベント等については、今後2週間（2月26日～3月11日）は、中止、延期又は規模縮小等の対応の実施【感染拡大防止対策】（令和2年2月26日付け事務連絡）

《参考：東北地方整備局の取り組み》

<職員向け>

- 職員全員に対し、手洗いや咳エチケット等の感染予防・拡大防止を周知するとともに、厚生労働省発表の「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」（3月1日版）により、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けるよう指示。
- 「相談・受診の目安」を周知し、発熱等の風邪症状が見られるときに、職員が休みやすい環境整備を進めるとともに、時差出勤等を実施。
- 少なくとも3月15日までの間は、東北地方整備局が主催するイベントや外部の方が参加される会議等の開催については、原則として、中止または延期。

<事業の受注者向け>

- 直轄工事及び業務に係る工事現場等における感染拡大防止対策の徹底、感染事案発生時の連絡体制の構築及び保健所等の指示に従った対応を指示。
- 感染拡大防止に向けた一時中止等の意向を確認。

<一般及び関係者向け>

- 少なくとも3月15日までの間は、東北地方整備局が主催するイベントや外部の方が参加される会議等の開催については、原則として、中止または延期。

【再掲】

以上